

「台湾漁業制度と環境政策並びに 研究・教育」 - 日本との比較 -

2023.

10.31 TUE 14:00 ▶ 16:00



主催

公益財団法人アジア成長研究所

(北九州市小倉北区大手町11-4 ムーブ6階)

【参加料】無料 【使用言語】発表・資料ともに日本語

講師:小松 正之 氏

(一社)生態系総合研究所 代表理事
アジア成長研究所 客員教授

概要

1) 日本の漁業法制度が成立したのは1901年の旧明治漁業法が最初である。これを漁業権と資源の培養・管理の目的を追加し、1901年に改正し明治漁業法として施行した。この間に台湾は日清戦争後に日本の海外領土となり、台湾の日本化の一環として、漁業法が導入された。同様に韓国でも1910年の韓国併合前後に日本の漁業法が導入実施された。

その後特に戦後直後と国連海洋法条約の発効後に日本でも韓国でも漁業法制度と政策の修正が行われて、日台と韓に差が生じる

2) 台湾の漁業法制度、特に漁業権と漁業協同組合(台湾では漁会)と大型漁業(国際漁業)の制度的かつ政策的変遷、現在の日と台湾の漁業制度と漁業の現状の差を比較検討する。自然環境の保護と漁業の関係にも言及する。

3) 漁業署、漁業監視センターでの協議、高雄科学技術大学での講演、東区漁港サクラエビ漁業、高雄漁港建設の視察、大鵬湾のマングローブ林と環境保護、水産加工会社の視察、台湾水産試験場、台湾海洋大学での講演、基隆漁業協同組合と台北大学と環境；森川海の研究などについて広範に視察してきたので、これらも紹介する。

講師
略歴

1953年岩手県生まれ。

最終学歴：1984年 米エール大経営学大学院 (MBA)

2004年 東京大学博士 (農学)

(つづきは裏面へ)



オンライン(ZOOM)で開催いたします。

※インターネット環境とPCやスマートフォン、タブレットが必要です。



お申し込みは、お名前・ご所属・お電話番号を明記の上、office@agi.or.jp にメールを送信してください。
開催前日までにご参加用URLをメールにてお送りします。【申込〆切:10/30(月)】

【略歴つづき】

職 歴：1977年 農林水産省水産庁に入省。在イタリア日本国大使館一等書記官、水産庁漁場資源課長、参事官、水産総合研究センター理事
2002年 FAO水産委員会議長、インド洋マグロ委員会議長
1991-2004年 ミナミマグロ保存委員会日本代表団長、国際捕鯨委員会（IWC）日本代表代理、ワシントン条約や国連食糧農業機関（FAO）など国際会議に出席。国際海洋法裁判および国際海洋法仲裁裁判（ミナミマグロ問題）日本代表団員
2005年 ニュースウィーク誌「世界が尊敬する日本人」に選ばれる。
2008-12年 政策研究大学院大学教授
2010-16年 新潟県参与